

入院時生活療養費・生活療養標準負担額 (医療療養病棟ご入院の患者さん)

令和7年4月1日～

70歳未満	70歳以上（高齢受給者・後期高齢者）		標準負担額
現役並み所得者 (限度額区分A) 一般の患者 (限度額区分B)	①現役並の所得者・一般の患者（②に該当しない者）		(居住費) 370円／1日 (食費) 510円／1食
	②指定難病患者		(居住費) 0円／1日 (食費) 280円／1食
非課税世帯 (限度額区分C)	③区分Ⅱ（④に該当しない者）		(居住費) 370円／1日 (食費) 240円／1食
	④区分Ⅱ（重篤な病状 又は集中的な治療を 要する者）	規則第105条の規定による申請を 行った月以前の12月以内の入院日 数が90日以下の者	(居住費) 370円／1日 (食費) 240円／1食
		規則第105条の規定による申請を 行った月以前の12月以内の入院日 数が90日を超える者	(居住費) 370円／1日 (食費) 190円／1食
	⑤区分Ⅰ（⑥⑦に該当しない者）		(居住費) 370円／1日 (食費) 140円／1食
	⑥区分Ⅰ／老齢福祉年金受給者（⑦に該当しない者）		(居住費) 370円／1日
	⑦区分Ⅰ（重篤な病状又は集中的治療を要する者）		(食費) 110円／1食

- 70歳未満の「低所得者」は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当する。「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみ適用。
- 65歳未満の患者については、居住費は算定されません。

病院長